

指定自動車整備事業者における封印取り付け業務について

一般社団法人東京都自動車整備振興会

指定自動車整備事業者が「自ら販売する中古自動車の新規登録の封印」及び指定自動車整備事業者が「整備のために取り外した封印の再封印」が下記の要領で可能になりました。

記

1. あらかじめ東京都自動車整備振興会に提出していただく書類

①封印の取り付け作業に係る指定整備事業者届出書
②一般財団法人関東陸運振興センター(各支部)、一般社団法人神奈川県自動車会議所(4通)、一般社団法人栃木県自動車整備振興会宛の確約書(計22通)

2. 封印を受け取る際に必要な書類

中古新規の際の封印		整備のための再封印	
支局等		支局等	再封印申請書(理由:整備のための再封印と記載する)
			自動車検査証(提示)
振興センター等	保安基準適合証の写し(提示)	振興センター等	整備依頼書又は見積書・受注書等(提示)
	譲渡証明書の写し(提示)		封印を取り外した状態の写真(提示) (ナンバーが識別できること)
	封印受領証(提出) (整備のための再封印とは別々に作成)		自動車検査証(提示)
			封印受領証(提出) (中古新規の際の封印とは別々に作成)

3. 事業場で管理保存する書類(2年6か月保管)

中古新規の際の封印	整備のための再封印
封印取り付け台帳 (整備のための再封印とは別々に作成)	封印取り付け台帳 (中古新規の際の封印とは別々に作成)
	車台番号の拓本または写真
封印受領証(控え) (整備のための再封印とは別々に作成)	封印受領証(控え) (中古新規の際の封印とは別々に作成)

4. 整備のために取り外した封印(旧)の処理

※指定整備事業場において封印(旧)をハンマーでつぶす等再利用ができない状態にした後、適切かつ確実に廃棄処分を行ってください。